



請 願 書

(請願名)

(仮称) 栗子山風力発電事業の白紙撤回を求める請願

紹介議員

米沢市議会議員

佐野 洋平

"

成澤和音

"

山田 富佐子

"

遠藤 隆一

"

我妻 徳雄

"

高橋 壽

"

"

請願者住所 米沢市泉町 1-1-7 1

フォンティーヌ・パレ 1 号棟 201 号室

氏 名 (団体の場合は団体名及び代表者名)

米沢の子供の未来と豊かな自然を考える会

高橋 ひろみ



電 話 080 (1808) 7322

令和 6 年 8 月 23 日

米沢市議会議長 様

様式 13 - 2

(請願の要旨又は理由)

J R 東日本エネルギー開発株式会社（以下「事業者」という。）は、（仮称）栗子山風力発電事業（以下「事業」という。）を進めています。しかしながら、次に挙げる理由により、事業者は、事業を白紙撤回すべきであります。

- (1) 栗子山一帯は、野生鳥獣及び豊かな動植物の生態系を保全すべき場所である。特に、イヌワシ、クマタカ等希少猛禽類の行動圏、生息及び営巣地として永続的に種の存続をすべき場所である。この点、現在、事業者は、希少猛禽類の調査をいまだ継続中であり、その保全措置について十分な見解と対応策を示していない。
- (2) 風車の可動範囲付近の高さを飛翔するイヌワシ、クマタカ等希少猛禽類を含む鳥類が存在する。この点、事業者は、鳥類の風車への衝突、いわゆるバードストライクについてその可能性は低いとするものの、(1) 記載のとおり、事業者は、希少猛禽類の調査をいまだ継続中であり、バードストライクの可能性及び確率の算定根拠は極めて曖昧であり疑義がある。
- (3) 林野庁が設定した鳥海朝日・飯豊吾妻緑の回廊が建設事業実施区域周辺にあるが、極めて近接または接しており緑の回廊への影響は不可避である。
- (4) 風車の建設に伴う生息環境の変化によりツキノワグマ、イノシシといった野生鳥獣が市街地へ出没する可能性があるが、事業者による対応策は示されていない。市民生活への悪影響は不可避である。
- (5) 風車発電施設の稼働に伴う超低周波音並びに低周波音について、事業者は、事業による影響は小さいと予測している。しかし、この点、事業者による調査は不十分であり、周辺住民への健康被害が皆無とは言えない。
- (6) 事業実施区域周辺の川及び沢の水質汚濁が懸念される。この点、事業者は、地形等の特性を考慮の上排水設計を行い、周辺の水環境の影響に配慮するとしているが、その内容はあくまで一般的な水準にとどまり、この地域の具体的な環境に対する十分な対策は示されていない。
- (7) 事業による廃棄物について、事業者は、環境影響評価項目に選定し、環境保全措置を検討するとともに、法令に基づき適切に処理し、一時的に保管する場合は、維持管理を徹底し、降雨や降雪の際の濁水発生の防止に努めるとしている。しかし、この点、事業者は、豪雪地域での事業は初めてであり、具体的な防止対策は示されていない。

また、急峻な山岳地帯における深い積雪と厳しい気象条件により、困難を極めるであろう冬期間のメンテナンスについても、何ら具体的な検討がなされていない。

- (8) 事業実施区域の地盤及び地質は、粘土化して崩落しやすく危険とされ、地形は、急峻である。また、異常気象による記録的大雨の発生頻度は年々増加している。この点、事業者は、豪雨による土砂崩れ及び土砂の河川への流出等や地震を含めた未曾有の災害について、想定を超える場合の対策についても検討するとしているが、いまだ地質調査さえなされていない。周辺地域に影響が生じないよう努めるとして

いるが、根拠が皆無である。

- (9) 事業者は市から、万が一、土砂災害が生じた場合における復旧方法や体制等を具体的に検討するよう要請されている。この点、事業者は、土砂災害の対応として、事業全体の保険加入を行い、その他、周辺地区への環境対策・災害対策費として収益の一部を積み立てるとの回答にとどまっており、復旧方法や体制等については、何ら具体的な説明がなされていない。
- (10) 事業は、栗子山一帯の尾根に風車を建設するものである。稜線を乱すだけでなく、米沢市全域からの美しい山々の自然景観と歴史・文化的景観を不可逆的に破壊するものである。
- (11) 事業は、20年間を予定している。事業者は、事業終了後の設備撤去費用について、事前に見積りを行い事業計画に反映するとしているが、設備撤去には相当な時間と費用が想定され、また、設備撤去後の自然環境の原状回復について具体的内容は示されていない。
- (12) 事業者は、市の意見に従い、ようやく令和6年8月4日・5日に市民全体への事業説明会を実施したが、市民はもとより報道陣さえも説明会中の録音、録画が不許可とされた。また、議事録も非公開とされた。さらに会場の都合として質疑を打ち切られた。本来、市民との合意形成を図るための説明会のはずが、事業者の一方的な運営に終始したと言わざるを得ない。
- (13) 事業者は、地域貢献策及びその周知について、今後、関係自治体等と協議を行い詳細を検討し、進捗状況等に合わせて適宜説明する方針とのことである。しかしながら、事業で得られた電力は固定価格買取制度（FIT制度）の下、米沢市に直接還元されることはない。地域貢献策についても、これまで明確かつ具体的内容は示されておらず、米沢市にとって経済的・社会的に利するものでない。
- (14) 栗子山一帯を含めた米沢の山々は、自然信仰や山岳信仰、米沢の自然観や精神風土の源である。特に米沢市では、草木のような物を含め生きとし生けるもの全てに等しく命があり互いに尊重するという精神が培われてきた。この場所での風車の建設は、米沢の歴史文化、精神風土を軽んじるものである。

これらの理由を総合的に考えると、米沢市において、(仮称)栗子山風力発電事業は許されないものです。米沢市長は、この請願を真摯に受け止め、事業者に対して、事業の白紙撤回を求めるべきです。

また、山形県知事、環境大臣、経済産業大臣は、各々この事業に関する意見または勧告において、この請願の趣旨及び内容を重く受け止め、この請願内容を十分に反映いただくよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第124条の規定により、請願いたします。